

## 会社分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

令和 3 年 2 月 1 日

新田ゼラチン株式会社  
ボスティック・ニッタ株式会社

令和 3 年 2 月 1 日

(吸収分割株式会社)  
新田ゼラチン株式会社  
代表取締役社長 尾形 浩一

(吸収分割承継株式会社)  
ボスティック・ニッタ株式会社  
代表取締役社長 大野 原基

新田ゼラチン株式会社（以下「甲」といいます。）及びボスティック・ニッタ株式会社（以下「乙」といいます。）は、甲及び乙の間で締結した令和 2 年 12 月 17 日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、令和 3 年 2 月 1 日を効力発生日として、甲の接着剤製造事業（以下「本事業」といいます。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

令和 3 年 2 月 1 日

### 2. 吸収分割株式会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当し、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求権は発生しません。

#### (2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

##### ① 反対株主の株式買取請求について（会社法第 785 条）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当し、会社法第 785 条に定める手続は実施しておりません。

##### ② 新株予約権買取請求について（会社法第 787 条）

甲は、会社法 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権を発行しておらず、同

条に定める手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議について（会社法第 789 条）

甲は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条の規定に従い、令和 2 年 12 月 24 日付の官報及び電子公告により、甲の債権者に対し、本件吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項により本件吸収分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

**3. 吸収分割承継株式会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）**

**(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）**

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件吸収分割をやめることを請求した乙の株主は存在しませんでした。

**(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）**

① 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

乙は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき本件吸収分割を行う旨等を乙の株主に通知しましたが、反対株主の株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。

② 債権者の異議について（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条の規定に従い、令和 2 年 12 月 24 日付の官報及び令和 2 年 12 月 25 日付の日刊工業新聞により、乙の債権者に対し、本件吸収分割について異議申述の公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項により本件吸収分割に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

**4. 本件吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）**

乙は、効力発生日である令和 3 年 2 月 1 日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、甲から本事業を承継いたしました。本件吸収分割に伴い、乙が甲から承継した資産の額は 537 百万円（概算値）、負債の額は 107 百万円（概算値）です。

**5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）**

令和 3 年 2 月 1 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

**6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）**

甲及び乙は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 15 条の 2 第 3

項に基づき、平成 30 年 6 月 29 日、吸収分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、平成 30 年 7 月 13 日付で、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨並びに同法第 15 条の 2 第 4 項及び第 10 条第 8 項に定める 30 日の期間を 14 日に短縮する旨の通知を受けました。

以上